財團法人　協調會名古屋出張所

二月十五日迄回答延期方を嘆願したるも七日事業主はこれを一蹴したるを以て二月八日より一齊罷業通告反對を稱して一齊罷業に入り種々折衝したるも解決せず所轄岡崎署の斡旋に依つて十日左の條件にて解決せり●

解決條件

一、賃金（日給）一日六錢五厘値下實施

一、工場主の通告要求通り實施
但月二十五日以上出勤したるものに限る

以上